

## これまでに審査委員より頂いたコメント等に対する回答

令和 4 年 6 月 10 日  
原子力規制庁

11 炉基 5 燃基-1	委員名／所属審査会	村松委員／炉安審
審議会	11 炉基部会・5 燃基部会	
議題	2. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について	
<p>資料 52-2-1 「火災時安全停止回路解析に関わる米国事業者事象報告書の調査への対応方針(案)」に関するコメントをお送りします。</p> <p>これは、同資料に記載された調査予定のうち次の 2 項目に関連する要望です。</p> <p>&lt;要望の内容&gt;</p> <p>資料 52-2-1 に示された調査項目のうち、</p> <p>3 関連する NRC の審査及び検査制度についての文献調査</p> <p>4 火災防護関連の検査について、NRC へ検査官等を派遣し情報収集</p> <p>の 2 件について、もし可能でしたら、次のような課題意識を盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>(1) 地震・津波随伴の電気回路関連火災（ホットショート及び HEAF を含む）を考慮した PRA（またはマージン法を用いたストレステスト等、基準地震動を超える場合の火災リスクを分析できる手法を用いた評価）は規制上の要求または推奨事項になっているか？ いるとすれば、PRA かマージン法的なものか？</p> <p>要求/推奨する理由は何か？ PRA に限定しないとすれば、その理由は何か。限定するとすればその理由は何か？</p> <p>(2) そのような評価から得られた安全確保上有益な情報の例にはどのようなものがあるか？</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>我が国では中越沖地震、東北地方太平洋沖地震の 2 回、火災が発生しているので、地震起因火災のリスクについては関心の持たれるところです。火災リスクについては、米国が先行しているので、火災リスク及び地震起因火災リスクがリスク全体の中でどの程度重要かについて NRC の認識を知ることが、米国と我が国では地震ハザードのレベルが違うという点ではありますが、そうであっても、リスク評価においてどのような点を重視すべきかという資源配分の参考として我が国にも有益と考えます。</p> <p>なお、これは、調査において考慮していただきたいという要望であり、次回の炉安審で議論するテーマに入れてくださいという意味ではありません。調査で有益な情報が得られたときに、炉安審でも話題にいただければありがたいと存じます。</p>		

- ・米国において、地震・津波随伴の電気回路関連火災を考慮した PRA が要求事項になっているか、等については、現時点では把握しておりません。
- ・今後の文献調査や職員を派遣しての情報収集は、御指摘の点も含めて実施したいと考えています。
- ・また、これらの調査等を踏まえた検討内容は、必要に応じて技術情報検討会に報告し、併せて本基本部会でも御説明する予定です。
- ・なお、地震起因の火災リスクについて、国内事業者がどのように考慮・検討しているかについては、第 52 回技術情報検討会資料 52-2-1 の調査項目 2（国内事業者と情報共有、事業者の対応状況について意見聴取）の中で聴取していきたいと考えています。